

翻訳 C・シュミット著

『全ヨーロッパ的解釈におけるドノソ・コルテス』(2)

古賀敬太

三、C・シュミット著「ベルリンにおけるドノソ・コルテス——一八四九年」(一九二七年)

十字新聞は、一八五三年五月四日のパリ発の記事の中で、以下の様な追悼の辞をドノソ・コルテスに捧げた。

「スペインのみならず、全キリスト教社会は、昨夜九時すぎここパリで起ったルイ・ナポレオン宮廷のスペイン大使の死によって、甚大な損失を被った。ドン・ホアキン・ホセ・マリア・ドノソ・コルテス(マルケス・デ・バルデガーマス)は、一八〇九年に生まれた。したがって彼が死亡した時、彼はいまだはつらつとした男盛りの壮年であった。そして彼は、スペインのカトリック国王の最も傑出した代表者であったのみならず、スペインを遙かに越える意義を獲得した、あの特殊カトリック的な政治家達の一人でもあった。こうした普遍的意義は、故ドノソ・コルテスの場合には、深いカトリック的な確信と非凡な外交的才能が結びつくことによって可能となった。このスペインの政治家はスペインのモンタランベールと呼ばれた。しかしそれは、彼にとって侮辱同然であった。というのもモンタランベールは、カトリックの政党指導者であるかもしれないが、カトリックの政治家ではないからである。それに加えて彼は、今日においてもあまりにも手放しのオルレアン主義者である。ドイツ人はいまだなお、いかに

ドノソ・コルテスの議会演説や著作が深い印象を引き起したか、またそれらがいかに保守的な非カトリック教徒によっても高く評価され、革命に対する武器とみなされたかを想起するであろう。彼らはこの稀に見る卓越した人物を、ベルリンで知る機会を有した。彼は他のいかなる人物にも優って、スペインを最も良く代表することができた。ドノソは一八五一年三月二八日以来、パリに滞在していた。彼の兄弟は電報を受け取り、マドリッドからパリにやって来たがもはやドノソの生きた姿を見ることができなかつた。<sup>(1)</sup>」

この記事から窺い知れることは、ドノソがスペインの全権大使として一八四九年二月から一月末まで一年足らずしかベルリンに滞在しなかつたものの、ドイツにおいて多大な影響を及ぼしたことである。実際彼の政治的影響は、プロイセンないしドイツに関する限り、水面の波のように急速に伝わった。彼の演説はベルリンで感嘆の的となり、国王自身が一八五〇年一月三〇日のマドリッド演説におけるドノソのフランクフルト国民会議に関する発言を引用したほどである。<sup>(2)</sup>しかしドノソに関して思い出されるものといえば、弱々しくて陰気なドノソ像である。ドイツにおいてドノソを文学的に紹介しようとする試み、彼の著作を翻訳したフランツ・ジョーゼフ・ブス (Franz Joseph Bus) は、このカトリックのスペイン人に対して、いかなる興味や共感をも喚起することができなかった。ブスは非常に問題のある、不快な人物であつた。カール・ビーデルマン (Karl Biedermann) は、『パウロ教会からの追憶』(ライプツィヒ)の中で、彼のことを、ケッテラーやデリンガーなどの「洗練されたウルトラモンタニスト」と比較して、「粗野なウルトラモンタニスト」と呼んでいる。またカール・フライターク (Karl Freytag) は彼のことを、「あらゆるウルトラモンタニストの中で最も不快な人物」と呼んでいる。また彼については『一般的なドイツ人の伝記』の中で、学問的著作において見出される最悪の記述がなされている。そこにおいて彼は、強い表現で、冷笑的かつ不誠実な人

間として、また精神病理学上の対象として扱われている。<sup>(3)</sup> ブスの性格についてどのように考えられるにせよ、ドノソがこのような人間によってドイツで紹介されたことは、決してほめられたものではない。

しかしドイツで生き続けているドノソ像にとってはるかに重要で危険なものは、ビスマルクの覚え書きである。ビスマルクは彼の『思想と想起』のくだりで、激情に駆られて、多くの善良なドイツ人にとって一種の地獄を想起させるような所に、ドノソを追いやっている。ビスマルクによれば、教皇は一八七〇年ドイツに対するフランスの勝利を予期し、プロテスタントのプロイセンの敗北を、カトリシズムの利益になると考えた。教皇とフランス帝国、とりわけコジエニー皇后との関係は親密であった。

「フランク人によって実現される神の偉業は、教皇権力の新しい進展を少しばかりもたらすことでしよう。また宗教戦争—それはカトリックの文筆家ドノソ・コルテスの意見によれば、最終的にマルクブランデンブルクの土俵で戦い抜かれて、決着がつけられる—は、ドイツに対するフランスの優越した立場によって、様々な方向に押し進められるでしょう。」

オーストリアとフランスは、—ビスマルクによるならば—カトリシズムという共通の土台の上に相互に接近し、戦争後、報復を求めたことであろう。この点に関してドノソ・コルテスの名前が登場してくることは、—『思想と想起』のほとんどの読者にとって馴染がなく、奇妙であるが—ビスマルクの最も深い本能のあらわれであり、革命時代から続いている注目に値する影響の名残りである。

ドノソは一八四九年二月二日、ベルリンに到着した。プロイセンに対する彼の不信、ベルリンに対する嫌悪は、すでに到着以前から明白な事実となっており、彼の滞在によって強められたにすぎない。彼のベルリン滞在中には反

革命的な北欧ブロックロシア、プロイセン、そしてオーストリアーが成立しないことが一層明らかとなった。ベルリンの政治的・精神的雰囲気はこのカトリック教徒のスペイン人にとって耐えがたいものであった。彼は、ベルリンに迫っていた伝染病から逃れてドレスデンに行くことができた時、喜んだ。彼が親交を結んだ唯一の人物は、ロシア公使のマイENDORフ男爵であった。<sup>(4)</sup>マイENDORフの政治的努力は、ドイツに関する限り、反革命的な政治を基礎として、プロイセンとオーストリアとの平和、並びにドイツの二元論を保持することに向けられていた。彼はプロイセンの保守主義者に興味深い仕方でも影響を及ぼした。彼はビスマルクを自分の友として語っている。また彼は、レオポルド・フォン・ゲルラッハ (Leopold von Gerlach) — 彼はマイENDORフについて彼の回想録の中でしばしば触れている<sup>(5)</sup> — に、国王を脅して、ラドヴィッツの憲法構想 (プロイセンのヘゲモニーによる連合と連邦国家構想) を挫折させるために、オーストリアの諸計画とその成功に関する情報を提供した。<sup>(6)</sup>それによってドノソとラドヴィッツとの対立も生じた。たしかにドノソは最初 (一八四九年四月二六日の書簡において)、ラドヴィッツを彼の時代の最も重要な人間の一人とみなした。<sup>(7)</sup>しかし後にドノソは、ラドヴィッツも立憲主義の代弁者となる、まさにその点に、革命の勝利を見た。今やドノソは、彼を表面的な人物とみなすに至った。そしてドノソによれば、ラドヴィッツ自身も自分がドノソによってとるに足らない人物と思われていると書き留めていた。<sup>(8)</sup>ドノソの親しい友人で、マドリッドにおけるプロイセン大使であるラスツィンスキー伯は、ラドヴィッツにいつも不信任を持っており、彼をブンゼン、フィンケそしてガーゲルンらと共に、自由主義者と呼んだ。<sup>(9)</sup>ラドヴィッツは真正正銘のカトリック教徒だったが、イエズス会士の友ではなかった。彼はイエズス会の再興に苦情を述べ、カトリック政党をドイツの不幸とみなした。<sup>(10)</sup>かくして、共通のカトリックの信条、及び自由主義や中央集権主義に反対する共通の闘争は、二人の間に交際や友情をつく

りだすに十分ではなかった。ましてやドノソのようなスペインのカトリック教徒がベルリンの正統的なプロテスタントの間で喜んで迎え入れられることは期待できなかった。またプロイセンに対するスペインの外交的意義もそれほど大きくはなく、ドノソが心に抱いていた政治的目的、つまり教会と教会国家の保護もプロイセン人にとってあまりにも疎遠で、共感できないものであった。したがって彼らは、政治的理由からこのスペインの外交官に対して特別の関心を払う必要はなかったのである。かくしてドノソは、ベルリンでは孤独であり、いかなる成功も納めることなくして終った。

ヘーゲル哲学の「曖昧な合理主義」は、ドノソを驚愕を持って満した。彼はこの敬虔なプロテスタントの宗教的心情を決して理解しなかった。フリードリッヒ・ユリウス・スタール (Friedrich Julius Stahl) の国家哲学は、見受けた所ドノソにいかなる影響も及ぼさなかったように思われる。プロイセン宮廷の慣習は彼にとって疎遠なものであった。彼はベルリンでは息がつまりらざるをえないと思った。プロイセンのヘゲモニーのために革命から利益を引き出しながら、他方において君主制、権威そして正統性といった古い諸概念を保持し続けようとするプロイセンの政策と試みは彼にとって不可能で、不吉なものと思われた。ドノソにとって、ドイツの君主制はただ連邦主義的国家連合によってのみ保持されえたのに対して、ドイツの統一は革命的民主主義の任務であった。彼にとってプロイセン政府が革命の助けを借りて、ドイツをプロイセンのヘゲモニーの下に統一しようとしたことは、たんに革命との結びつきの故のみならず、たいていは外交に及ぼす影響の故に危険なものと思われた。というのもドイツの統一は、ドノソの意見によるならば、当時ヨーロッパの政治はそのことを中心に展開されていた—当然のことながらイギリスによっても、フランスによっても、そしてロシアによっても認められなかったからである。なかんづくロシアはそのことを嫌った。

というのも強力な民主主義的ドイツは、ロシア帝国からヨーロッパに対する影響力を奪い、ロシアをアジアへ撃退させるにちがいがなかったからである。もしヨーロッパの中心に強力な国家が形成されるならば、それはヨーロッパ戦争の徴候となるであろう。したがってドノソにとってドイツ統一の理念は、歴史的に不可能な民主主義的幻想であり、理性と歴史的経験の双方によって等しく非難されて然るべきものであった。<sup>(11)</sup> 彼はドイツを二つの別々の国家、つまりカトリックの南ドイツとプロテスタントの北ドイツの連邦主義的な連合としてのみ考えることができた。

しかしドノソは、彼が外交使節として派遣された国、つまりプロイセンについて、プロイセンを統治する王家が民族の歴史における奇蹟 (Prodigium) であるという信仰を有していた。彼がこのことについて語り始めるや否や、驚き、不安、賛美そしてよそよそしさの入り混じった声が聞こえてくる。プロイセンは、他の国家の様に、一定の歴史的均斉さを有してヨーロッパ的發展のリズムに適応し、その道を歩んだ国家ではない。プロイセンは、貧しい東方の野蛮な世界から、約一世紀の過程で不可解と思えるほど絶えず興隆してきた。そして非常に不思議であるが、ありとあらゆること、例えば契約遵守と契約違反、勝利と敗北、偉大な徳と低劣な裏切り、そして時には国王の偉大さと次には人民の偉大さなども、プロイセンの拡大と偉大さに必然的に貢献するに至った。

一方が欠如しても常に他方が存在し、それがプロイセンの前進に役立った。しかしプロイセンの歴史的偉大さの本質は、プロテスタントイイズムの中にある。プロイセンはプロイテスタントイイズムと生衰を共にする。プロテスタントイイズムはプロイセンの生の奥義であり、そしてプロイセンの死の奥義となろう。<sup>(12)</sup> ドノソは、彼のベルリン滞在の二年後、彼の友人ラスツインスキーに次の様に打ち明けている。もしこの友のことを配慮しなかったならば、ドノソは議会でプロイセン国王を攻撃したことであろう。

「なぜなら私は、プロイセンやプロイセンの政策の友でもなければ、プロイセンの膨張の友でもない。また私はプロイセンの存在の友ですらない。私はプロイセンがその生成以来悪魔に捧げられたことを信じており、またその歴史の奥義によって、永遠に悪魔に捧げられていることを確信している。<sup>(13)</sup>」

このドノソの驚くべき発言は、それがプロイセンの大使に向けられていることによってそれだけ注目を引くものである。

ドノソは、プロイセンに対するこのような嫌悪と精神的抑うつ状態にもかかわらず、日々の政治の現実と政治的諸原理の闘争をベルリンにおいても非常に明晰に追跡した。革命的事象に対する彼の眼光は、数多くのスペイン革命の経験によって鋭くされていた。彼は、すでにベルリン到着後の一八四九年三月、プロイセンとドイツの当時の状況を、非常に驚くべき光景として描いている。彼は、プロイセン政府のような非常に確固とした政府がドイツの議会のような毒にも薬にもならないものに対立している、その笑止千万な無器用さに驚いている。ドノソはフリードリッヒ・ウィリアム四世―彼は単純に都市を革命的、田舎を国王に忠実と考えることによって、ラドヴィッツと同様に革命を原始的な階級理論から説明した―に最初に謁見した時、彼に田舎の住民の君主制的心情に対する盲目的な信頼に警告を發した。彼は、政府は自己救済に努めねばならず、農民に期待してはならないと主張した。<sup>(15)</sup> 国王自身でさえもドノソにとって空想的な錯乱の悲劇的な一例として映じた。国王は宗教的狂気に取り付かれて自らを神によって選ばれた者ともみなし、いかなる忠告をもまったく受け入れなかった。また国王は矛盾に満ちた気分や性向によって、反革命的な諸政党の力を麻痺させた。また彼は革命を憎悪したものの、憲法を制定する責務を感じた。しかしその際、憲法というのは欽定憲法であり、決して恐怖の産物ではなかった。それは民主主義によって自由主義を攻撃するものの、軍隊や

戒厳状態の助けを借りて、絶対君主制を救出することを意図した、良く計算された制度であった。興味深いことにこのスペインのカトリック教徒は、国王の宗教的信仰、彼の誠実なキリスト教的感受性、そして革命や自由主義に対する彼の偽らざる憎悪に対して一言も語っていない。プロイセンの政治の特殊な見解は彼の関心を引かなかった。同時に、プロイセンの政治はドノソのカトリック思想にいかなる関心も示さなかった。しかし彼はプロイセン国王の行動様式がプロイセンやドイツの立場からは、統一的で首尾一貫したものと思われるかもしれないことに注目した。そして彼の多くの発言から、彼が国王の個人的弱点——それはドノソによれば「この全く悲劇的な状況における最も悲劇的なもの」——に対する単なる非難の中にすべてのものを説明する鍵を見ないことが窺われる。<sup>(16)</sup>

ドノソは、革命の政治的技術にあまりにも精通していたため、一八四八年二月一五日の欽定憲法が決定的瞬間においては権力を国王政府の手に委ねていることを即座に見抜いた。彼は即座に例外権能を指摘し、第一〇五条、第一〇八条、第一一〇条を枚挙している。国王政府はこうした条項に基づいて、緊急権、議会の承認から独立した予算案の成立、そしてとりわけ戒厳状態を援用して、すべての重要な決断を掌中にする事ができたのである。彼は一八四八年のプロイセン憲法が深い計算の所産であることを強調した。<sup>(17)</sup> それだけに国王がプロイセンの官僚制について馬鹿げた空想的な見解を有していたことは、ドノソの明晰な政治的感覚にとっては不可解極まるものであった。ドノソは、プロイセン行政の様なすばらしい装置こそが、他の諸国で市民的自由の保障のために特に組織された制度より一層有効にこの自由を保証しうると考えた。プロイセンの行政は、平穩のうちに機能させられるべきであった。しかし国王は、プロイセンの行政制度の中に彼の王国に敵対的な何物かを見、人民と直接的な関係を保ちながらも同時に、古い君主制を保持しうると錯覚したのである。<sup>(18)</sup>



ドノソにとってフランクフルト国民議會は革命的原理の所産であった。彼は、その議會の議員の中に、卓越した政治家や学者が含まれていることを知っていた。しかし彼は、議會を政治的構成要素としてはただ軽蔑しただけであった。彼はただちに、議會のあらゆる行政的能力の欠陥、議會のわざとらしい大弁舌に見られるやるせなさ、そしてまた議會の秘やかな野心や権力欲―それは活発になることはなく、一八四九年にはすでに危険ではなくなっていた―に注目した。ドノソは、マルクスでさえもびっくりするような嘲笑を浮かべながら、国民議會が解散されないのは、誰が解散権を所有しているかわからないからであると述べている。彼はフランクフルト国民議會の運命を、彼特有のおおげさなレトリックを駆使して、以下の様に要約した。

「ドイツ国民は、国民議會を初めは自由の女神の様に喜び、崇拜した。しかしこの同じ国民が一年後にはこの議會をあたかも居酒屋の売春婦のように死なせたのである。<sup>(19)</sup>」

彼によれば、プロイセンにおける政治的諸力の眞の全体像を構成しているものは三つの政治的な潮流であった。つまり頑固な保守的貴族政党、恵まれた環境にあり、至る所で中庸 (*juste milieu*) を求める自由主義的な市民層そして最後に強力なデマゴキ的潮流である。この最後の潮流においては、ポーランド人やユダヤ人の煽動者、そしてヘーゲル主義―それはドイツにおける急進的潮流の主要な原因 (*causa principalissima del giro radical*)―によって混乱され、荒廃させられた頭悩を有する野心的な知識人が結集している。注目に値するのはプロイセンの保守主義に関する彼の評価であり、それは彼の考察方法にとって典型的である。ドノソはプロイセンのこの政治的傾向―それは君主制的・反革命的な確信の故にドノソにとっては最も共感を呼び起すにちがいがなかったが―を非常に冷静に分析している。彼は保守主義が危険な情況にあると見ている。それは反動的政党として自由主義的市民層から遠ざかり、自由

主義的市民層はそれによって民主主義者との連合に駆り立てられる。もし保守党があまり反動的ではなく、幾分か寛容であったならば、それは市民層の所有階級と提携することによって、プロイセンにおいて多かれ少なかれ持続的で秩序づけられた政府を創ることができたであろう。逆にもしそれが公然と反動的で、巧みに困難を乗り切ることが下手な国王（それは常にプロイセン保守主義の禍として生じる）に依存する度合が少なかったならば、つまりそれがより自由で活動的であったならば、それは王制復古―それは多かれ少なかれ同様に持続的であったであろうが、革命主義者の狂気に満ちた希望を打ち崩かざるをえなかったであろう―を樹立しえたであろう。

現状のプロイセンの保守主義は革命に対し口実を与えるにすぎず、革命の勃発を阻止することはできない<sup>(20)</sup>。この判断はドノソの政治的判断を特徴づけると同時に、多くの後の情況を先取りしている。それは、君主制がなお強力であった一八四九年のプロイセンにとっては正しくなかったが、君主制が決定的な打撃を被った時代に対しては正当であろう。

そのことからまた、なぜベルリンにおいてドノソが本来彼の歴史像を規定している最終的な絶望的アンチテーゼに  
いまだ至らなかったかが説明されるであろう。そのアンチテーゼとは、目前にさし迫っている、カトリシズムと無神論的  
社会主義の間の破局的な最終戦争である。たしかに一八四八年以来、強力なアンチテーゼがある時はドノソの本質の決断主義の表現として、またある時はレトリック的、警句的表現―それは、バルベー・ドールヴィが彼の信頼に  
足る批判的意見においてドノソの特徴として確認したものの―の単なるあらわれとして示された。しかし対立はいまだ  
最終的な終末論には至っていない。まだ、驚くべき、(mararilloso) 不可思議な、(misterioso) 戦慄するような、  
(tr-emendo) 徹底的な、(radical) 至高の、(soberano) 重大な、(supremo) 恐ろしい、(terribile) とつともない、

(profundísimo) 絶対的な、(absoluto) 断固とした、(perentorio) 血なまぐちな、(sangre) 決定的な (decisivo) といった彼のお気に入りの言葉が繰り返し多用されていない。たしかにドノソは、ベルリンからのモンタランベール宛の書簡において、ヨーロッパの社会秩序は最終的に死に見舞われ、死滅しつつあると述べている。<sup>(20)</sup> というのもヨーロッパの社会秩序はカトリック的ではなく、カトリシズムは生を意味するからである。またドノソは、ヨーロッパはモスクワ的になるか、共和国的にならざるをえないという有名な名言に、もしそれがカトリック的とならないならばという言葉を追加している。しかし彼の思想がまさにベルリンにおいて最大の盛り上がりを経験したとは言い難い。実際ドノソはベルリンで一定の疲労感を覚えていたように思われる。

大規模な思想的・社会的決断の戦場は、ベルリンではなく、まさにパリであった。プロイセン王国はまだまだ強力であり、堂々たる権力の行使が可能であった。プロイセン王家の構成員は、一八四八年来フランスで以前統治していた王家の人々が味わったような無意味さをほとんど経験しなかった。いまだ「君主制と祖国の存在が危険に晒されている」(ビスマルクが述べるように) ような状態ではなかった。更にベルリンにおいては、ドノソの本来の思想的敵対者であったプルドンに適合したような無神論的社会主義の表現が不足していた。一言で言うならば、ベルリンは一八四九年においては政治的にも精神的にも独裁がその壮大な歴史的意味を獲得した舞台ではなかった。もともとのパニックである一八四八年の印象はすでに克服されていた。プロイセン王国の政治的・道徳的諸力は非常に強力であったので、不安に満ちた原理的な二者択一はプロイセンでは理解されなかった。ドノソが一八四八年以来におけると同様に今日においてもヨーロッパの自由の死や、カトリック的社会秩序と「哲学的」社会秩序の対立に関して語るとするならば、それはいまだ一八四八年の影響であって、彼のベルリン滞在や彼の経験の特殊な成果によるものではなかつ

た。こうした二者択一に必要なほとんど黙示録とでもいえる恐怖―それは二年後パリで起きた―がベルリンには存在しなかった。ヨーロッパの政治思想の古典的な舞台であるパリにおいて初めて、ドノソは一九世紀の最も過激な命題を語っている。つまり「根本的否定と至高なる肯定の日がやってくる」という命題である。

ドノソの政治的發展を知る上で最も良い尺度となるものは、イギリスについての彼の評価である。イギリスの大陸に対する関係は、ヨーロッパに共通な政治を考える者の行く手に、最も不可避かつ、不可能な問題として、立ちふさがっている。ドノソは、国際政治の変遷に依じて、彼の判断を持続的に変化させた。というのも彼は、抽象的原理を愛好するドン・キホーテとは全く異なっていたからである。外交の現実に対するドノソの感覚は非凡なものであり、彼の適応能力はあらゆるレトリックのテーゼにもかかわらず驚くべきものであった。青年ドノソは進歩主義者であり、イギリス憲法をすべての憲法の模範と考えた。しかし一八四八年の革命は、彼にヨーロッパ大陸が社会革命の時代に突入したこと、その結果イギリスの政治は新しい問題に直面していることを教えた。彼はイギリスを、大陸における革命扇動者として理解した。「イギリス、革命の永遠の扇動者よ」(l'Angleterre, cette éternelle instigatrice des révolutions) ドノソはスペインの歴史の経験から、イギリスが革命を引き起し、支援する際に用いる完璧な技術についても承知していた。しかし彼は一八四八年の事件の衝撃を受けて、今度は後に起こる事態を先取りしながら、イギリスが自らの真の利害、つまりヨーロッパ革命の克服とイギリスに性来備わっている保守的感覚を最終的に理解することを期待した。彼は、ベルリンに出発する前に行なった一八四九年一月九日の独裁に関する演説において、イギリスが革命的フランスに対する自らの反革命的伝統を想起し、自らの保守主義を大陸においても実践することをいまだ可能とみなした。

ドノソがベルリンから帰国して後、一八五〇年一月三〇日にマドリッドの議会で行なったヨーロッパの一般情況に  
関するすばらしい演説―それはランケやシェリングにも感銘を与えた―においては、ドノソの立場の重要な変化と彼  
のベルリン滞在の真の成果が示されていた。しかしその成果はプロイセンやドイツに関わるものではなく、ロシアに  
関わるものであった。今やヨーロッパ文明の新しい敵が登場してきた。つまり革命的社会主義とロシア的政治との結  
合の可能性である。<sup>(23)</sup> 今やドノソは、イギリスをヨーロッパの最終的希望として、またロシアの圧制的権力や革命―革  
命に対してはいかなるヨーロッパ国民も、そしてロシアもはや抵抗力を持っていなかった―に対する最終的防壁と  
してほめそやした。ドノソは一八四九年四月三日にベルリンから、ただロシアとの連合のみがスペインをイギリスの  
魔手から救出しうると書き送っていた。しかし彼は今やイギリスを、ロシアの危険からヨーロッパを救出するものと  
して称賛した。彼がこの演説の中で輪郭を示した光景は、将来を先取りする彼の歴史的構成の中でも最もセンセーシ  
ョナルなものであろう。つまり第一に革命が常備軍を解体し、それから社会主義が祖国愛のすべての感情を除去し、す  
べての対立を所有者と非所有者との対立に還元するという予測である。もし社会主義革命がすべての国民的活動を抑  
圧し、ロシアの指導下にスラブ民族が団結し、ヨーロッパにおいてなお搾取する者と搾取される者との対立が存在す  
るならば、ロシアの偉大な暖間と共に、ヨーロッパの重大な懲罰の時が到来するであろう。そしてその懲罰は、なか  
んづく一万の手でヨーロッパを、他方の手でインドを支えている巨人であるイギリスを見舞うであろう。しかしそれ  
は、決して懲罰の終わりではない。というのもロシア人は、民族大移動の際にヨーロッパ文明を更新したドイツ人の  
様な民族ではないからである。ロシアの特権階級やその行政はヨーロッパの他の諸国同様腐敗している。ロシアは勝  
利を納めて後、古いヨーロッパの毒を自らの体内に飲み込み、それがもとで腐敗し、死滅するであろう。この演説は

また、革命がロンドンではなくペテルスブルグで勃発するという奇妙な予言をも含んでいる。ヨーロッパを革命的―共産主義的―ロシア的な運動の氾濫から救出しうるものはイギリスだけだった。しかし、それは君主制的で保守的なイギリス、つまりドノソにとってカトリックのイギリスでなければならなかった<sup>(24)</sup>。

ドノソの外交上の見解の変化についての完全な像を提供するためではなく、この話の筋を終らせるために、ドノソが二年後の一八五二年の一月と二月にイギリスを再びヨーロッパの災いとみなしたことに言及する必要がある。ドノソによれば、フランスにとって存在する選択の余地は、ヨーロッパ大陸をイギリスに対して団結させ、この永遠の暴徒を民主主義と共に大陸から追放する政策だけであった<sup>(25)</sup>。ドノソの見解が変化する中で変らないただ一つのは、教会国家と教皇主権に対する関心であった。その他の点では彼は、日々変遷する情況に従い、決して外交システムを持続的に固定化することを考えなかった。イギリスは常に敵であるとは限らなかったし、ロシアも保守的勢力として無条件の同盟者ではなかった。しかしここにおいてもドノソが、明白な「友・敵の」集団化を願うあまり、外交上の対立を追求したという印象がしばしば持たれている。その対立とは、イギリスに対する一七九三年の革命的フランスの様に、或いはイギリスに対する一九一八年以来のボリシェヴィキのロシアの様に、二つの勢力、つまり伝統的秩序の担い手としての一方の勢力と、革命の担い手としての他方の勢力とが相互に敵対し合っているような状態である。

しかし一八四八年には、このような集団化は生じてはいなかった。当時前もってそのことを想定することは、事物の概念的な核心を衝く、正当な単純化の要求に添ったものであった。しかし歴史的発展においては、スペインのカトリック教徒の時代の先に立って急ぐ精神が予測したこの集団化には、一定の期間が必要とされた。いまだ政治的現実には決定的な地点にまで到達していなかった。ドノソはすべてのヨーロッパ諸国、つまりロシア、イギリス、オースト

リアそしてフランスを、順番にそれらが反革命の戦いの担い手となりうるかを考察し、改めて否定的判断を下した。ただプロイセンのみがドノソにとって疎遠であった。しかしまさにプロイセンにおいてこそ伝統的な諸観念の最も強力な残存物が国家的に組織された。そしてまさにプロイセンは、強力な国家となり、半世紀後全世界はプロイセンに對抗して民主主義の旗の下に団結するようになる。そのことをドノソは予見しなかった。彼は、フランスとナポレオン三世の独裁に留まっていた。しかしこうした固定化も最終的なものではなく、もしドノソがナポレオンの政治の更なる発展を体験していたならば、当然彼はそうした固定化を放棄せざるをえなかったであろう。ドノソがナポレオン三世を支持し、その国際的承認に主要な努力を傾注したことによって、再び即座に北方の保守的諸勢力、つまりロシアやプロイセンとの対立が生じてきた。これら二つの諸勢力は、ドノソの主張と同じ位根拠のある原理的な理由に基づいて、最初は王位さん奪者であるナポレオン三世の承認を拒否した。そしてしばらくして後、フリードリッヒ・ウィリアム四世はクリミア戦争に際して、イスラムの同盟者となって、キリスト教的勢力に対して武力に訴えることはしないと宣言した。<sup>(26)</sup>しかしその宣言はまた、キリスト教的かつ原理的に考えられており、革命的政治の反対物であった。まさにこの点において、保守的なヨーロッパの政治がいかなる困難に遭遇せざるをえないかが特に明らかとなった。保守的なものはその本性上、歴史的多様性と不可分であり、ヨーロッパでは宗教的・民族的な多様性と結びついている。目下の所、ヨーロッパの保守主義というものは存在せず、一八四八年においてはこのような概念はほとんど空想的だった。貴重な、特殊保守的な諸要素のすべて、つまり宗教、言語、伝統そして教養は、ヨーロッパでは教會的、国家的、そして民族的多様性の中で形成されてきた。ロマンス語系民族のカトリック的王権主義、プロテスタントのプロイセンの王朝感情、そしてロシアの正統主義とツァーリズムの合体は、国際的な革命—その合理主義は機械的な

単純さで伝統的な障害を根絶した一の様、に同質的な統一体を決して形成することができない、宗教的・民族的に相異なる三つの保守的勢力であった。

歴史的発展を驚くほど先取りする精神を持ち、カトリックの伝統に深く根差した本質や性格を有するドノソは、一八四八年以来、ヨーロッパの保守主義勢力の共同行為の危険性と同時にその絶望的な不可能性を強く意識せざるをえなかった。ドノソがベルリンでロシアについての彼の判断を変え、ロシアがヨーロッパの保守主義の確固とした防波堤ではない—そのことは当時ほとんど予感されていなかった—ことを認識したことは、ドノソのベルリン滞在の重要な成果であった。今や彼にとって残された唯一の救いの道は独裁であった。それは、ドノソのカトリック精神がただちに自分のものとし、彼の決断主義に一致していた概念であった。しかし決断主義の真のエネルギーは、もともと革命的民主主義の中にあるのであって、保守的な理念や感情の体系においては外から異質的要素としのみ現われるにすぎない。

### 原註

(1) ドノソがマドリッドの政府に送った重要な資料である報告書は、いまだ入手不可能である。したがって以下の叙述は、公表された書簡に依拠している。それらの書簡は、ドノソの著作のスペイン語版(以下Obrasと引用)、一八五八年のフランス語版(以下Veuilletと引用)、そしてAdhémar d'Antioche 伯の公刊物 Paris, 1880 (以下Antiocheと引用)に含まれている。スペイン語版は、ドイツにおける私の経験から言えば、ほとんど見られない。したがって私は一般に、ヴェイユに依拠した。(一九五〇年の追加。……上述したドノソの報告書は書簡と較べて何も本質的に新しいものを含んでいない。エドムンド・シュラムはそのことを検証している。それに対してシュラムが公表し、紹介したドノソの外交に関



する一八五一年から三年までのパリからの七つの報告書は非常に興味深いものである。Iberoamerikanisches Archiv X I, 1937, S. 14—38. を参照の事。)

(2) Otto Hoetzsch, Peter von Meyendorff, Bd. II, S. 283, Berlin, 1925. 引用された発言に関しては、註(19)を参照の事。

(3) Artikel von Schulte, Bd. 47, S. 407. (一九五〇年の追加。プスに関する判断は不当であり、あまりにも『一般的ドイツ人の伝記』に影響されすぎている。)

(4) Otto Hoetzschが編集したマイエンドルフの往復書簡の中に、ドノソが言及されている。(Bd. II, S. 274, S. 283) マイエンドルフは「ドノソを「スペインのモンタランベール」と呼び、一八五〇年一月三〇日のドノソの偉大な演説を賞賛し、「メッテルニヒとモンタランベール、ランケとシェリングがそれに舞中になっている」とつけ加えている。

(5) Hoetzsch, a, a, O., S. 222. 「ベルギーの永遠の模倣に倦きて、保守的議員である私の友ビスマルクは、彼に答えた。」

(6) 以下の一致は特徴的である。レオポルド・フォン・ゲルラッハは、彼の「一八四八年六月九日の回想録の中で以下の様に書き留めている。「統一を達成するために何が何でもオーストリアに固執する代わりに、ひどいヘゲモニー争いの後にドイツの統一が達成されるのを助けようとする人がいる。しかしこれが成功すれば何が起るであろうか。オーストリアは遂にロシアに併合され、南ドイツの諸国家は、十分な保護をプロイセンから得ることができないので、フランスに向わざるをえなうぞと云ふ。」(Bd. I, S. 333) 一八四九年六月九日のドノソの書簡も似た事を述べている。(Antioche S. 90)

(7) Veullot II. S. 44.

(8) Antioche S. 147.

(9) eod. S. 101.

(10) Meinecke, Radowitz S. 164, 535. ラッザヴィッツに対する教皇庁の敵意について。(S. 537) マイエンドルフの政治に「大げさな狂言師」という発言につ

らうが、Hoetzsch a, a, O. Bd. I, S. XLIV, II S. 176, 287, 306などを参照のこと。

(11) Obras V S. 23, Veuillot II S. 19. (一八四九年三月一四日の書簡) 補足が非常に独特で特徴的である。つまり、ドイツ統一の理念の不合理性は、その理念を民主主義に対して魅力あるものとするが、それは民主主義が不合理を愛するからであるというものであった。このような発言は、シャルル・モラーズの数多くの類似の発言と比較されなければならない。それによつて現代民主主義に反対する典型的なローマ的—カトリック的態度が認識されるであろう。

(12) Brief aus Berlin von 23. Mai 1849, Veuillot II S. 82.

(13) Brief aus Paris vom 24. Mai 1852, Antioche S. 306.

(14) Gesammelte Schriften IV S. 145.

(15) Brief vom 15. März 1849, Antioche S. 71. 彼は他の箇所でも、田舎に産業労働者が少なければ少ないほど、社会主義革命はそれだけ徹底的に社会主義的となるという一風変わったテーゼを掲げた。(Brief aus Berlin vom 30. Mai 1849, Veuillot II S. 26.)

(16) レンツ、オンケン、ラッハファール、マイネッケをしてブランデンブルクの研究によって、以前はあたりまえで、一見してドノンにも継承されているフリードリヒ・ウィリアム四世の評価がくつがえされた。それによれば、国王の様々な行為や決断をただ変化する気分や優柔不断さから説明することはもはや不可能である。この問題については次の文献を参照のこと。Elisabeth Schmitz, Über Edwin von Manteuffel als Quelle zur Geschichte Friedrich Wilhelms IV., Hist. Bibliothek Bd. 43, 1921, S. 7 ff.

(17) Veuillot, II S. 36. ランケは、国王がプロイセン国家の財政的存立や軍隊の指揮権をプロイセン王国に勝ちとることを本質的であると述べている。(Briefwechsel mit Bunsen S. 371/2) エドヴァイン・フォン・マンティフェルはこの見解を裏付けている。(Dove, Ausgew. Schriften, Leipzig 1898 S. 243/4 und E. Schmitz a, a, O. S. 26/27) ノオポルド・フォン・ゲルラッハもそのことについて語っているが、戒厳状態について触れてはいない。(I. S. 359) 更に

Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, S. 374 ff を参照の事。この視点は、U・マンハイムの『*タームズ・オブ・ディ・Verfassungsurkunde für den preussischen Staat*, Berlin 1912S. 44 ff.』を参照せよ。S. 53 の中には現われていない。

(18) Veillot II S. 33/34.

(19) 一八五〇年一月三日のヨーロッパの一般的情况に関するドノソの演説のこの命題 (Veillot II S. 406) は、フリードリヒ・ウァルヘルム四世に感銘を与えた。国王はそれを、一八五〇年三月二十四日の謁見においてマイエンドルフの前で引用した。(Hoetzsch, a, a, O., II S. 283) (追加。この命題と共に始まるのが次の著書である。Veit Valentin, *Die Geschichte der deutschen Revolution von 1848—49*, Bd II, Berlin, 1931)

(20) Veillot II S. 11.

(21) Veillot II S. 123. (Brief vom 21. Juli 1849)

(22) Antioche S. 79.

(23) Veillot I S. 384.

(24) Veillot I S. 400.

(25) Veillot II S. 391 ff. 404 ff.

(26) Dove a, a, O. S. 262/3.

### 解説

本稿で訳出した「ベルリンにおけるドノソ・コルテス」(一九二七年)は、最初『高地』誌に掲載され、後にシュミットの論文集『地位と概念—ワイマール、ジュネーブ、ベルサイユとの闘争』(一九四〇年)にも収録された。

ここでは本論文を、ドイツの統一問題とプロイセンの国内政治に限って解説することにする。

現在、ベルリンの壁の崩壊以降、ドイツ統一問題が切迫した政治問題として浮上してきている。ヨーロッパの政治はこれから、ドイツ統一問題を中心として動くことになろう。しかしドノソがベルリン大使をしていた一八四九年においても事情は同様であった。当時プロイセン政府は、革命的民主主義勢力をうまく利用してドイツの統一を推進しようとしていた。しかしこの統一の動きにロシアもフランスもイギリスも批判的であった。ドノソもまたヨーロッパの中央に強力な国家ができることは、ヨーロッパ戦争の火種になると恐れた。したがってドノソは、カトリックの南ドイツとプロテスタントの北ドイツの連邦主義的な連合という二元論を支持したのである。ドノソがプロイセンにおいて不評であったのは、こうした彼の態度と無縁ではあるまい。ナシヨナリストであるシュミットは、ドノソのこうした二元論を当然の事ながら受け入れることはできなかったであろう。

第二のプロイセンの国内政治に関して、ドノソは、プロイセンの勢力を保守主義、市民的自由主義そしてデマゴグ的・革命的勢力の三つに区分した。ドノソが不満に思ったことはヴィルヘルム四世が革命勢力を徹底的に弾圧しようとはせず、革命を憎悪しながらも、革命勢力を体制内に須臾させようとしたことであった。君主制が崩壊したフランスとは対照的に、まだプロイセンでは君主制は強力であった。シュミットによるならば、ドノソ特有の決断主義や終末論は、ベルリンにおいてではなく、パリの二月革命の影響によって触発されたものであった。君主的正統性が崩壊したフランスにおいてこそ、カトリシズムと無神論的社會主義との間の最終戦争という像が生まれてきたのであり、プロイセン王国の政治的・道徳的諸力はいまだ非常に強力であったので、こうした二者択一は理解されなかった。しかしドノソはプロイセンの君主制が結局は革命によって打ち負かされざるをえないと予見した。彼が一八四九年三月

一日ベルリンからラスツインスキーに送った書簡には、このドノソの予見が示されている。

「ここでは倫理的アナーキー、そして思想のアナーキーが生成し発展して、それが決定的な勝利を納める宿命的な日が到来するであろう。…というのもここでは、革命は単なる表面的な運動ではないからである。革命はここでは社会の心臓部に根差しており、いかなる権力も革命を無害にするに十分ではない。<sup>(1)</sup>」

またドノソは、ドイツを去る前の一八四九年一〇月二五日のラスツインスキー宛の書簡において、「革命は全世界で勝利するであろう。しかしドイツにおいては他のどこより広範かつ徹底的に<sup>(2)</sup>」

このようなドノソの予言は、彼が生きていた時代のドイツには該当しなかった。しかし一九一八年の第二帝制の崩壊によってドノソの予言は実現した。そして君主制崩壊後成立したワイマール共和国においては、一八四八年のフランスにおけると同じ黙示録的な対立が生じたこととなったのである。シュミットは、君主制が崩壊し、倫理的・政治的アナーキーが続いているワイマールにおいて、国家の統一のための唯一の道を一八五一年のフランスの場合におけると同様独裁に求めたのである。

以上述べてきたようにシュミットは外交の面ではドイツの統一に対するドノソの批判を共有することができなかった。しかし彼は内政の面では、いまだ強力な君主制が崩壊するというドノソの予言を評価し、統一のための方策としてドノソが示した独裁に賛同したのである。

ところで、シュミットはドノソの書簡を利用して「ベルリンにおけるドノソ・コルテス―一八四八年」を書いた。この中でシュミットが最も重視したのがラスツインスキー宛の書簡であった。ラスツインスキーは、マドリッドにおけるプロイセン大使であり、ドノソの親友であった。ドノソはラスツインスキーの紹介状を持ってベルリンの上層階

級の人々と近づきになった。知られている限りドノソはラスツインスキーにベルリン到着の二月から出発まで一〇通の書簡を認めている。ここでは一通の書簡を除いてそれぞれの書簡の重要な部分を順を追って紹介しておくことにする。

(1) 一八四八年三月一日

ドノソは二月二日ベルリンに到着してしばらくしてこの書簡を認めた。彼はこの書簡の中でドイツが二つの重要な問題に直面していると述べている。第一はプロイセンの国内政治が今後いかなる発展をたどるかという問題であり、第二は目下フランクフルト国民議会で論議されているドイツ統一の問題である。ドノソはこの二つの問題の解決がプロイセン国王の態度如何にかかっていると指摘している。フランクフルト国民議会は、プロイセン国王に連邦国家ドイツの皇帝になるよう申し出ていた。ドノソはこの申し出を民主主義勢力の仕掛けた策略と考え、彼らの究極のねらいが君主制の廃止にあると断じた。したがってプロイセン国王はこの申し出を断固として拒否し、オーストリアやドイツの他の諸国と連帯して、革命勢力の腐敗に対して戦うべきであった。

またドノソは国内政治に関しては、プロイセンには二つの政治的傾向が存在することを指摘した。一方の側にはデマゴグやプロレタリアート、ヘーゲル哲学の洗礼を受けた知識人が立っており、他方の側には貴族や、安定と秩序を追及する大多数の住民、そしてヨーロッパで最も洗練された軍隊が立っている。こうした政治情況下で、ドノソは革命主義者がたとえ武装蜂起を行なったとしても、軍隊によって鎮圧されることは必至であると述べた。しかし長期的に見るならば、ドノソにとってプロイセンにおいてもプロパガンダが攻を奏してアナキーが勝利を納めるであろうと思われた。

(2) 一八四九年三月一日

この書簡ではドノソがウィルヘルム四世に謁見した時、彼が国王に田舎の住民の君主制的心情を盲目的に信頼することに警告を発したことが述べられている。ドノソは国王に、デマゴグの暴力行為を止めさせ、祖国の裏切り者を断固として処罰すべきことを迫った。これに対して国王はドノソの意見の正しさを認めた。またドノソはこの書簡でもフランクフルト国民議会の試みを取りあげ、もしプロイセン国王がドイツ帝国の皇帝の冠を受け入れるならば、プロイセンに対するヨーロッパ諸国の戦争が勃発するであろうと予測している。というのもオーストリアもロシアもイギリスもフランスも新しいドイツ帝国の創設に同意しないであろうから。かくしてドノソにとって目下の急務は、オーストリアとロシアとの保守的な交友関係を成立させることであった。

ちなみにこの書簡でドノソは、ベルリンのロシア大使マイエンドルフと出会い、彼の友人となったことを書き添えている。

(3) 一八四九年三月三日

ここでは冒頭で三月二七日のフランクフルト国民議会が新しいドイツ帝国を創設し、プロイセン国王に皇帝の王冠を授与することが決定されたと報告している。ドノソは、構想された新国家が帝国とは名ばかりで、実際は共和国であることを喝破している。というのも新憲法によれば国王はただ選挙権を有するにすぎず、議会は秘密の普通選挙によって選出されるからである。ドノソはプロイセン政府がこのフランクフルト議会の決定に対して右住左住している状態を描いている。政府にとって議会の申し出を受け入れるにしても、拒否するにしても民主主義者との闘争は避けられなかった。ドノソは「ドイツにおいてもヨーロッパにおいても大いなる破局が到来する」ことを予測している。

(4) 一八四九年四月三日

この書簡の中でドノソは、プロイセン国王がドイツ皇帝の冠が茨の冠に他ならないことを完全に理解するに至ったと述べている。プロイセンの議会が国王にドイツ皇帝の位に就くよう要請したのに対して、当時のプロイセン首相ブランデンブルク伯はその要請を斥けた。ドノソはこの書簡でもロシアとオーストリアとの連合がプロイセンにとっての唯一の救いであることを力説している。

(5) 一八四九年五月三日

この書簡の中でドノソは、ロシアとプロイセンとオーストリアが密接な連合関係に入ったことを喜んで報告している。ロシア皇帝はプロイセン国王に十万人の兵隊を派遣することを確約した。ニコライ皇帝はオーストリアとプロイセンを助けることがロシア自身の利益に適うことを完全に理解したし、またオーストリアとプロイセン政府は革命を回避するためにはロシアとの同盟が必要であることを認識した。このようにドノソは三国の同盟を喜びながらも、ドイツにおける革命の不可避性について、「ドイツでは革命は単なる表面的運動ではなく、社会の必臓部に根差しています」と述べている。

(6) 一八四九年七月八日

この書簡でドノソは、現実の政治的情況に関しては幾許かの安心感を抱きつつも、極めてペシミスティックな歴史観を表明している。

「私は、私達の将来が恐るべき運命によって脅かされているという確信を抱いている。……私が歴史の過程を考察し、そこに地上の悪の全能ともいえるべき力を発見する時、何とも言えない不安が私の心を悩ます。常に勝利する



のは真理であり、善は悪より強力であるという主張は、ちっぽけなきまり文句にすぎず、樂觀的な錯覚である。このように考えると、私の心は悲しくなってくる。<sup>(3)</sup>」

(7) 一八四九年八月二二日

この書簡でドノソは最初に、オーストリアとプロイセンとの関係が目下緊張しており、将来一層悪化するであろうと述べている。ドノソによれば両者の関係を回復するためにはロシアの仲裁が必要であった。

またドノソは現在革命が至る所で、つまり「ナポリ、ミラノ、フローレンス、ローマ、パリ、プファルツ、バーデン、ハンガリー」で鎮圧されていることを歓迎しつつも、「革命があらゆる障害を乗り越えて、今日の勝利者に対して最終的な勝利を獲得することに成功するであろう」と述べている。そして彼は革命の勝利の究極的な原因を人間の倫理的腐敗に求めた。

「病人が毒を飲み込むならば、即座にそれが原因で死ぬであろう。私達が被っている病気は、人間の精神的・倫理的な本質に関わるものである。私達を脅かす悪は、私達の魂の中に働いている。私達を脅かしているものは倫理的理念の弛緩であり、義務感の衰退である。私達を脅かしているものは動物的衝動の解放であり、悪しき腐敗した欲情の解放であろう。この根本悪が救済されない限り、すべてが無益である。<sup>(4)</sup>」

(8) 一八四九年九月一七日

この書簡の中でドノソは、「私は、重い精神的病に襲われており、公的事象を灰色に描かざるをえません」と述懐している。また彼は再度プロイセンのドイツ統一が不可能で、プロイセンとオーストリアがロシアの仲裁によって互いに兄弟の様に振るべきだと述べている。

(9) 一八四九年一〇月二五日

この書簡(ドイツを発つ前の書簡)の中でドノソは、「革命的精神が至る所で根つき、市民権を獲得している」とし、「こうした悪を實際に克服しうる救済手段を獲得することは全く不可能である」と述べている。そして彼は、「革命はドイツにおいては他のどこよりも広範かつ徹底的に成功するであろう」と断じたのである。

以上私達は、ドノソのラスツインスキー宛の書簡を通して、革命の不可避性についてのドノソの悲観的な見通しを<sup>(5)</sup>追跡することができた。そしてその見通しの背後には、ドノソの悲観的な歴史観や人間観が横たわっていたのである。

(註)

(1) Albert Maier, Donoso Cortés, Briefe, Parlamentarische Reden und Diplomatische Berichte aus den letzten Jahren seines Lebens, S. 43.

(2) Ebenda., S. 92.

(3) Ebenda., S. 63.

(4) Ebenda., S. 86.

(5) ドノソの人間観や歴史観については、拙書「カール・シュミットとドノソ・コルテスーシュミットのドノソ・コルテス体験(1)」(聖隷学園聖泉短期大学、『人文・社会科学論集』一九八八年十二月)を参照のこと。

# 研究会・会員活動状況

山下慶親

## 一、学会研究発表会

第三回 生成文法の方法論 (一九八九年一〇月二一日)

岡 良和

## 二、会員学外活動状況 (学内での研究発表をのぞく)

(一九八八年二月一日) (一九八九年二月一日)

論文・「社会学に期待すること」

(中央学術研究所『紀要』一八号)

一九八九年二月一日

伊藤規矩治

報告・違憲審査制について

(憲法・政治学研究会九月例会)

一九八九年九月二四日

並河啓后

奨励・現代人にとって救いとは

—日本人と宗教—

(同志社女子大学 一九八九年一〇月二六日)

・宗教信仰と現実的利益

—宗教に求めるもの—

(同志社女子大学 一九八九年一月二三日)

翻訳・ロバート・マッカフィー・ブラウン『意外な知らせ—  
第三世界の目で聖書を読む』

(日本基督教団出版局 一九八九年四月一五日)

聖書研究・「愛と奉仕」

(『日本のYMCAのキリスト教使命に関する

研究』日本YMCA同盟 一九八九年六月)

説教・「新しい時を生きる」

(大津教会 一九八九年一月八日)

・「神の同労者」

(滋賀YMCA 一九八九年三月二一日)

・「小さな、しかし大きな働き」

(京都保育専門学院 一九八九年五月一〇日)

・「カインでもアベルでもなく」

(草津教会 一九八九年六月二八日)

・「民衆の中に生きるキリスト」

(日本バプテリスト京都教会 一九八九年七月九日)

・「愛の戒め」

(鴨東教会 一九八九年八月二〇日)

・「クワイ河の奇跡」

(草津教会 一九八九年八月二七日)

・「聖書の言葉は人を生かす」

(近江平安教会 一九八九年一〇月二二日)

・「神の目、イエスの目」

(同志社女子大学 一九八九年一月二〇日)

口頭発表・「アジアへの関わりと英語教育の課題」

(開発教育を推進するセミナー一九八九年六月三日)

児玉正幸

論文・「現実の理由―民衆の健全な意見と愚昧さ―」

(『密教文化』第一六六号 高野山大学密教研究会編

一九八九年三月)

講演・「湖北の雄・息長氏」

(聖隷学園地域問題研究所 土曜講座社会生活

コース公開講演 一九八九年三月四日)

・「湖東の渡来豪族秦氏」

(聖隷学園地域問題研究所 土曜講座社会生活

コース公開講演 一九八九年三月一日)

・「湖東の渡来豪族秦氏の栄枯盛衰」

(滋賀県愛知郡秦荘史談会 〆於秦荘町中央

公民館 一九八九年五月一四日)

・「息長氏と蘇我氏の枢軸同盟に関する基礎的考察」

(聖隷学園地域問題研究所 土曜講座社会生活

コース公開講演 一九八九年六月一七日)

・「息長氏と平群氏」

(聖隷学園地域問題研究所 土曜講座社会生活

コース公開講演 一九八九年六月二四日)

・「湖東の渡来豪族秦氏の栄枯盛衰」

(滋賀県愛知郡湖東町教育委員会高齢者教室

〆於湖東町中央公民館 一九八九年一〇月一七日)

翻訳・「啓蒙の政治哲学者たち」(共訳)

(昭和堂 一九八九年三月)

山本周次

口頭発表・「英語と日本語の文法構造上の違い

―外国語としての日本語を教える場合―

(日本時事英語学会第31回年次大会

一九八九年一〇月八日)

藤戸淑子

・「日英語比較―外国語としての

日本語を教える場合の問題点」

(日本時事英語学会第55回関西支部例会

一九八九年一月二五日)

講演・「日本語教師の資質と能力」

(福岡YWCA 一九八九年二月一二日)

今西 薫

論文・「ロルカの『イェルマ』とベケットの

『幸せの日々』の類似性について」

(リュケオン同人会 一九八九年九月)

岡 良和

論文・「場面と英語教授法―GDMの研究―」

(同志社大学英文学会刊行『主流』

一九八九年二月)

著書・『企業経営と事務管理』

叶野 清

(嵯峨野書院 一九八九年一月二〇日)

・『図式と書式でわかる社会保険の実務』(改訂版)

(日本実業出版社 一九八九年五月三〇日)

論文・「秘書論の研究分野と方向についての一考察」

(日本経営教育学会『経営教育年報』No.8

一九八九年六月一日)

・「ワンポイント年金学」

(住友生命保険相互会社の経営情報月刊誌

『ネットワーク』毎月一回発表、計一二回掲載

自一九八九年一月 至一九八九年二月)

・「改正労働基準法のポイント及び労働時間

に関する取扱のポイント」

(税務指導協会の月刊誌『労務広報』

毎月原則二回発行、一九回掲載

自一九八八年十二月 至一九八九年一月)

口頭発表・「秘書論の研究分野と方向についての一考察」

(日本経営教育学会・第一九回全国研究大会

一九八八年二月一日)

報告・「賃金改善における基本的考え方」

(相互銀行全国労働組合連合会

一九八九年一月二四日)

・「第一線監督者の管理能力の開発について」

(日本マンパワー 一九八九年一月二七日)

・「主任主事・主事・主事補に対する執務

基本姿勢について」

(滋賀県甲南町役場 一九八九年一月一九日)

・「中堅社員の執務条件の能力開発について」

(日本マンパワー 一九八九年二月八日)

・「賃金制度の改善のあり方」

(大阪府工業協会 一九八九年二月一〇日)

・「改正安全衛生法の骨子について」

(滋賀県草津商工会議所 一九八九年二月二七日)

・「部課長の管理能力の増進について」

(日本マンパワー 一九八九年二月二四日)

・「会社を支えるプロ管理者の条件」

(大阪府工業協会 一九八九年四月二七日)

・「部下指導チェックについて」

(大阪商工会議所 一九八九年五月一〇日)

・「組織の活性化と組織開発の進め方」

(大阪府工業協会 一九八九年五月一八日)

・「社会・労働保険の改正について」

(日本経営協会 一九八九年六月二三日)

・「就業規則の見直しと改正のポイントについて」

(大阪府工業協会 一九八九年六月二三日)

・「社会保険の改正について」

(大阪商工会議所 一九八九年七月二三日)

・「社会保険・労働保険の基礎知識を処理のしかた」

(住友ビジネスコンサルティング)

一九八九年八月三日

・「就業規則の再検討と改訂の進め方」

（改正労働基準法に基づく）

（大阪府工業協会 一九八九年九月八日）

・「部課長に対する戦略的経営手法のあり方」

（日本マンパワー 一九八九年一〇月二七日）

中道 信廣

論文・「憲章と条例」

―地方自治における立法権を考える―

（日本公認会計士協会・近畿会会報二月号）

一九八九年二月一〇日

赤井 伸之

講演・「身近な法律」

（滋賀県老人大学校・米原校）

一九八九年二月一〇日

・「法律と婦人問題」

（滋賀県地域婦人団体連合会）

一九八九年六月二二日

白木 三秀

著書・『リストラクチャリングの人材・組織戦略』

（石田英夫・梅沢隆編著）

日刊工業新聞社 一九八九年一月月刊

論文・「中小企業における技術革新と雇用・仕事の将来」

（『労働かながわ』（神奈川県）一九八九年八月）

・「労働の国際化…その光と影」

（『RIRI流通産業』流通産業研究所）

一九八九年八月

・「インドネシア…雇用問題と第5次開発計画」

（『日本労働協会雑誌』一九八九年八月）

報告・「専修学校（専門学校）卒業生の労働市場」

―資格・専門職業労働市場の実態―

（東京都立労働研究所 一九八九年三月）

・「人造り協力と雇用システム」

（国際協力事業団・国際協力総合研修所）

一九八九年三月

・「地域雇用対策の実態に関する国際比較研究」

（地域雇用対策の実態に関する国際比較研究会）

一九八九年三月

・「経営のグローバル化と人材」

（機械振興協会経済研究所 一九八九年五月）

・「アジア諸国への技術移転における

人材育成に関する調査研究」

（アジア社会問題研究所 一九八九年六月）

・「わが国企業の海外進出のあり方に

関する調査研究報告書」

（社会経済国民会議 一九八九年八月）

・「地域における雇用創出に関する研究（事例調査編）」

〔雇用職業総合研究所 一九八九年九月〕  
随筆・「海外派遣者と帰任者の問題」

（『国際産研』（関西国際産業関係研究所）  
一九八九年九月）

口頭発表・「国際化と現地人材戦略」  
（第七八回社会政策学会大会 一九八九年五月）

## 聖泉人文・社会学会会則

第一条(名称) 本会は聖泉人文・社会学会(The Seisen Junior College Society of Humanities and Social Sciences)と称し、事務局を聖隷学園聖泉短期大学(以下、聖泉短期大学と略称する)内に置く。

第二条(目的) 本会は人文科学、社会科学の分野における研究を行い、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。ただし、自然科学分野の研究をも含むことができる。

第三条(事業) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1、機関紙「聖隷学園聖泉短期大学・聖泉人文・社会科学論集」(The Seisen Journal of Humanities and Social Sciences)の刊行及び配布。

2、研究諸成果の公刊。

3、研究発表会及び講演会の開催。

4、共同の研究並びに調査。

5、聖泉短期大学生が行う研究の助成。

6、前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

第四条(会員構成) 本会は次の会員をもって構成する。

1、正会員 聖泉短期大学専任教員。

2、特別会員 元会員、及び聖泉短期大学嘱託講師で入会を希望する者。

その他正会員が推薦し、総会で承認されたもの。

3、賛助会員 本会の趣旨に賛同し支持する個人または団体。

4、学生会員 聖泉短期大学在籍の学生。

第五条(役員)

1、本会に会長一名、委員若干名(うち一名は会計委員)を置く。委員は委員会を構成する。会長および委員の任期は二年とする。

2、委員会は研究発表会の開催、機関紙の編集、その他の事業の推進の任にあたる。

第六条(総会) 総会は本会の最高機関とする。

1、総会は年一回開催し、役員を選出、予算、決算、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

2、会長がその必要を認めるとき、または正会員五名以上の要請があるとき、会長は臨時総会を招集することができる。

3、総会の定足数は正会員の三分の二以上とする。

第七条(会費) 本会の経費は、会員の会費、大学よりの助成金、その他の収入をもって充てる。会費は次の通りとする。

1、正会員 年額 五〇〇〇円

2、特別会員 年額 五〇〇〇円

3、学生会員 年額 一五〇〇円

第八条(会計年度) 会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日にいたる期間とする。

(附則) 本会則は昭和六十一年四月一日よりこれを実施する。